



◆原告弁護団の「異議あり！」がいつ出るか注目したいと思ひます。ところで、これまでたくさん原告尋問をやったのに、なぜ国や東京電力はさらに原告の尋問を請求するのですか。

[館山]先ほども述べましたが、裁判の相手方には反対尋問をして、供述の内容をチェックする権利があるのです。私たち弁護団は、いくら被告が反対尋問をやっても、原告の供述の信用性はむしろ高まるだけで、反対尋問の意味はなく、被害の深刻さがより明らかにされるだけだと考えています。しかし、反対尋問したいと被告側が請求して、裁判所がその請求を認めた場合、裁判手続上実施しなければな

りません。今回、被告らは形式的に1世帯1名の尋問を申請してきました。裁判の引き延ばしという作戦のようにも思えますので、引き延ばしは許さない旨の意見書も既に裁判所に提出しました。しかし、できるだけ多くの原告の尋問を行うことで被害の深刻さを明らかにすることにもなりますので、病気などの事情があっても尋問は厳しいという方以外は、むしろこちら側から尋問申請をして、進んで証言台に立っていただきたいと思ひます。

引き続き皆さんのご支援をお願いいたします。

◆お忙しいところ、ありがとうございました。弁護団事務局としてお忙しい日々が続きますが、ご活躍願ひます。

(6月12日) 東京電力・国が原告本人尋問を申請

◀原告申請以外の全世帯を対象に▶

# 裁判の引き延ばしを狙い、原告全世帯から証人を出すようにと15名を申請

## ■支援者からの投稿■

◀裁判を傍聴して、初めて知った過酷な避難生活>  
(高崎市/W・Uさん)

5月22日の裁判は前回に続いて整理券が発行され、抽選の外れて傍聴券が手に入らず困っていましたら、弁護団事務局のはからいで傍聴券が手に入り傍聴する事ができ、ホッとしました。

10時ピッタリに開廷(さすが裁判所)。尋問に入る前に裁判長から注意事項が言い渡され、長時間の尋問のため、尋問中の居眠りや法廷の出入りについての注意事項など発言されました。その後、午前中4名、午後6名と一日中、原告本人尋問が行われました。

一人主尋問・反対尋問合わせて30分位でしたが、皆さん様々な事情を抱えての避難生活で、2011年3月11日の大震災とそれに続く原発事故により、「当たり前の」「普通の生活」が一変した状況が再現されました。余りにも理不尽な事態に驚かされ、涙が止まりませんでした。突然避難生活に投げ込まれた原告の方々の生活不安は計り知れません。こうした不安を少しでも払拭するするための方策が求められていると思ひますが、国も東電も責任を



取るわけでもなく、2018年3月には補償を打ち切ろうとしていることに怒りを禁じ得ません。また、自主避難者への住宅支援も打ち切ろうとしています。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

国が勝手に線引きした区域割で補償額が決められ、その線引きから外れた地域から避難した被害者を「自主避難」と決めつけて様々な差別待遇を続けている事を、原告の方から聞いて知りました(私は全員が同じ様に補償されていると思ひていました)。その中には子どもの放射線被害を心配して避難した方も多いと聞いています。誰が考えても、国の線引きに従って放射線は飛んで来ないので、当然、「自主避難地域」にも放射線量が多い地域が存在します。加えて事故を起こした原発内部がどうなっているのか分からない廃炉作業が続く状況下で、放射線をめぐる将来への不安は消えることはありません。

こうした国の一連の動きは、原発事故の責任放棄以外の何ものでもありませんが、事故を過去のものとして風化させる狙いが見て取れます。(被害者の心境いかばかりか)。ますます、この原発裁判が重要になってくるのではないのでしょうか。原告や弁護団の皆さんは大変かと思ひますが、これからもしっかりと支援を続けたいと思ひます。

## 最近の原発事故関連の報道記事から

- 自民・「帰宅困難地域」以外の避難指示の解除を目指し、18年4月から補償打ち切りの「提言」まとめる。(5月21日)
- 福島第一原発・廃炉工程表を改定、最大3年遅れに。(6月12日)
- 福島県・自主避難者への住宅無償提供を17年3月以降打ち切りへ。(6月15日)
- 栃木の住民7128人、福島県内と同等の補償求めて  
ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)に和解の仲介申立て。(6月15日)



## 今後の裁判予定

次回：6月26日(金)午前10時開廷

※9時10分から傍聴券の抽選整理券発行(予定)

◀裁判の内容▶原告本人尋問(午前4名、午後7名)

- 7月31日(金)午前10時開廷 ◀原告本人尋問▶
- 9月11日(金)午前10時開廷 ◀佐藤証人反対尋問▶
- 9月14日(月)午前10時開廷 ◀原告本人尋問▶
- 予備日：10月16日(金) / 11月20日(金)

●裁判所付近には食堂がありませんので、お弁当をご注文下さい。

- 開廷前に昼食のお弁当の注文を受け付けます。希望者は事務局員まで申し出下さい。(お茶と弁当：800円)
- 弁当は弁護士会館3階で現金と引き換えてお渡しします。
- 昼休みは弁護士会館3階をご利用下さい。

※裁判終了後、弁護士会館3階で報告集会を行いますので、ご参加願ひます。